

平成 27 年

第 3 回市議会定例会 議案第 6 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 函館市手数料条例（平成 12 年函館市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「	住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第 292号）第30条の17第 1 項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付または同令第30条の18第 1 項の規定に基づく新たな住民基本台帳カードの交付	1 件につき	500円	
を				
「	住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第 292号）第30条の17第 1 項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付または同令第30条の18第 1 項の規定に基づく新たな住民基本台帳カードの交付	1 件につき	500円	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第 1 項の規定に基づく通知カードの再交付（市長が定めるやむを得ない事由による再交	1 件につき	500円		に

付を除く。)		
--------	--	--

改める。

第2条 函館市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	1件につき	500円
住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の17第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付または同令第30条の18第1項の規定に基づく新たな住民基本台帳カードの交付	1件につき	500円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付（市長が定めるやむを得ない事由による再交付を除く。）	1件につき	500円

を

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付（市長が定めるやむを得ない事由による再交付を除く。）	1件につき	500円
---	-------	------

<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（市長が定めるやむを得ない事由による再交付を除く。）</p>	<p>1 件につき</p>	<p>800円</p>
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納を理由とする交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）に限る。）</p>	<p>1 件につき</p>	<p>800円</p>
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）</p>	<p>1 件につき</p>	<p>800円</p>

に

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

」

( 提案理由 )

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い通知カードおよび個人番号カードの再交付等に関する事務について手数料を徴収することとし、ならびに住民基本台帳法の一部改正に伴い規定を整備するため